



平成30年5月8日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

J Trust Asia Pte.Ltd. による会社再生法適用申請棄却に対する 控訴申立てに関するお知らせ

当社が、平成30年3月19日付「(経過報告) 当社子会社に対する会社更生申立訴訟の棄却に関するお知らせ」において、当社子会社のGroup Lease PCL (以下、GL) に対する会社更生申立訴訟が棄却されたことをご報告させていただきましたが、GLから当該棄却に対する控訴申立てがされたとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

(以下、GL が公表した内容の翻訳となります。)

- 参考： 1. タイ証券取引所に対する 2018 年 1 月 15 日付 Group Lease PCL 開示
GL 05/2018「2018 年 1 月 12 日付 J トラスト株式会社の当社に対する訴訟手続きについて」
2. タイ証券取引所に対する 2018 年 2 月 28 日付 Group Lease PCL 開示
GL 013/2018「J Trust Asia Pte. Ltd. の Group Lease PCL に対する訴訟手続きに関するお知らせ」
3. タイ証券取引所に対する 2018 年 3 月 13 日付 Group Lease PCL 開示
GL 016/2018「J Trust Asia Pte. Ltd. の Group Lease PCL に対する会社再生法適用申し立てに関するお知らせ」
4. タイ証券取引所に対する 2018 年 3 月 19 日付 Group Lease PCL 開示
GL 019/2018「J Trust Asia Pte. Ltd. による Group Lease PCL の会社再生法適用申請棄却に関するお知らせ」

既にタイ証券取引所 (以下、SET) を通じて上記参考文書 1~4 にて開示しておりますように、2018 年 3 月 19 日にタイ中央破産裁判所は、J トラスト株式会社 (以下、J トラスト) の子会社である J Trust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA) が Group Lease Public Company Limited (以下、当社及び GL) に対して申立てを行った会社再生法適用に関して正式に棄却の命令を下しております。

本件に関して JTA は控訴申立てを既に行っており、それに伴い 2018 年 5 月 5 日に当社は、正式に裁判所から召喚状を受け取ったことをご報告致します。その召喚状によると JTA は、2018 年 4 月 17 日にタイ中央破産裁判所の決定に対して控訴申立てを行っており、翌 2018 年 4 月 18

日にタイ中央破産裁判所はその JTA からの申立てを受理しております。現在当社はその控訴申立てに対応すべく準備を進めており、2018 年 6 月 4 日までに回答を行う予定であります。

タイ中央破産裁判所の決定に対する JTA の控訴手続きが開始されますが、これからの控訴審で新たな決定がなされるまでは 2018 年 3 月 19 日にタイ中央破産裁判所が下した棄却の決定が有効となります。従いまして、JTA による控訴申立ては当社の事業運営に全く影響ございません。当社が事業を遂行するにあたり、何ら制限はなく、全ての事業取引が自由に実行可能な状態にあります。本件、進展があり次第、速やかにご報告いたします。

当社（昭和ホールディングス株式会社）といたしましては、当該控訴申立ては全く会社更生の要件を欠いており、なんら根拠もないものと考えております。また当社グループの事業に大きな影響を与えるものでもないと考えております。

以 上